

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 く ろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2021

5

Vol.48

1 ゆんたくひんたく

2 令和3年度の税制改正(退職所得課税の見直し)

4 労災保険の特別加入 対象を拡大

3 高齢者の雇用保険料免除の廃止に伴う様式改正

5 70 歳までの就業機会確保 支援する助成金

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

さわやかな初夏の風が吹くころとなりましたが皆さま体調を崩されておられませんでしょうか。

育児休暇をいただいておりますが4月より復帰させていただきます。皆さまのお役に立てるよう、より一層努力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さてわが家では、ある日5歳の長女が「下の歯がぐらぐらしてきた」と。私も娘もいつ抜けるのかワクワクしていましたがなかなか抜けません。ある日ふと口内を観察すると、抜けようとしていた歯の内側に何か白いものが！乳歯が抜ける前に永久歯が顔を出して2枚歯の状態になっていました。初めて目にした私には衝撃的でした。

歯医者に行くと珍しいケースではないようで、すぐに乳歯を抜くこととなり、急に歯抜け状態に。予想していない初めての生え変わり事件でした。

日々子どもと過ごしていると、大なり小なり自分の判断力が試されているようなことが突然起こります。小バ者の私はその度ドキドキハラハラしているのですが、今後成長につれてもっと衝撃的な事が起きるのでしょうか。不安ではありますが子どもと一緒に乗り越え成長していきたいと思います。(藤井)

令和3年3月下旬、令和3年度税制改正大綱の内容を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正により、退職所得課税の見直し（適正化）が図られることになり、令和4年分以降の所得税について適用されることになりました。そのポイントを確認しておきましょう。

.....退職所得課税の見直し（適正化）の概要.....

<概 要>

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の適用から除外することとされます。

具体的には、次のように計算することになります。

勤続年数5年以下の役員等以外の退職金に係る所得税額

- 「退職金の額－退職所得控除額」が300万円以下
→ $\{[\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}] \times 2\text{分の}1\} \times \text{税率}$
- 「退職金の額－退職所得控除額」が300万円超え
→ $\{150\text{万円} + [\text{退職金の額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})]\} \times \text{税率}$



〔参考〕勤続年数5年以下の法人役員等の退職金に係る所得税額

→ $\{\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}\} \times \text{税率}$

注) 全額について、2分の1課税の適用なし（平成25年分の所得税から適用）

<施行時期>

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

この改正に伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととしています。

★ 勤続年数5年以下の退職金が対象で、ある程度高額なものについては2分の1課税を適用しないこととするものです。ひとまず、影響は限定的といえるでしょう。

しかし、優遇されていた退職所得課税の仕組みの見直しが一歩進んだともいえます。将来的には、2分の1課税がさらに縮小されるかもしれません。

令和3年の年度更新に向けて
高年齢労働者の雇用保険料の免除の廃止に伴う様式の改正

昨年度（令和2年4月1日）から高年齢労働者の雇用保険料の免除の規定が廃止されたことなどに伴い、「概算・増加概算・確定保険料申告書／継続事業（一括有期事業を含む）用」の様式が改正されました（令和3年3月29日基発0329第23号）。

主な変更点は、令和2年度の確定保険料算定内訳の欄の変更と押印欄の削除です。
令和3年6月1日から始まる労働保険料の年度更新で用いる書類となりますので確認しておきましょう。

.....「概算・増加概算・確定保険料申告書／継続事業（一括有期事業を含む）用（様式第6号）」の
確定保険料算定内訳及び概算・増加概算保険料算定内訳の部分.....

⑦ 区分		算定期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額		⑨ 保険料率・一般拠出金率		⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）	
確定保険料算定内訳	労働保険料	(イ)		(イ)	1000分の	(イ)	
	労災保険分	(ロ)		(ロ)	1000分の	(ロ)	
	雇用保険分	(ハ)		(ハ)	1000分の	(ハ)	
一般拠出金		(ニ)		(ニ)	1000分の	(ニ)	

⑪ 区分		算定期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額		⑬ 保険料率		⑭ 概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）	
概算・増加概算保険料算定内訳	労働保険料	(イ)		(イ)	1000分の	(イ)	
	労災保険分	(ロ)		(ロ)	1000分の	(ロ)	
	雇用保険分	(ハ)		(ハ)	1000分の	(ハ)	

確定保険料算定内訳に
おいても、雇用保険分
の「高年齢労働者分」な
どの区分を廃止



★ 年度更新の詳細は、今後、適時公表されることになるとは思います。まずは、様式が改正されることをお伝えしておきます。

改正済

令和3年4月から労災保険の「特別加入」の対象を拡大

労災保険法の施行規則の改正により、令和3年4月から、次のように、特別加入制度の対象を拡大することとされました。

.....令和3年4月1日から労災保険の「特別加入」の対象が広がりました.....

【前提】労災保険の特別加入制度

特別加入制度とは、労働者以外の方のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認める制度です。

特別加入できる方の範囲は、中小事業主等（第1種特別加入）、一人親方等・特定作業従事者（第2種特別加入）、海外派遣者（第3種特別加入）に大別されます。

<今回追加されたもの>

- 一人親方等の特別加入の対象に追加
 - ・柔道整復師
 - ・創業支援等措置に基づき事業を行う高年齢者
- 特定作業従事者の特別加入の対象に追加
 - ・芸能関係作業従事者
 - ・アニメーション制作作業従事者

<保険料は？>

これらの方は、いずれも第2種特別加入をすることになり、これらの方の第2種特別加入保険料率は、労働保険徴収法の施行規則において、いずれも「1,000分の3」とされました。

★ 対象となる方におかれましては、気軽にお声掛けください。詳細を説明させていただきます。

お仕事
カレンダー
5月



5/10

- 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/17

- 障害者雇用納付金の申告と納付期限
- 障害者雇用調整金の申請期限

5/31

- 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 自動車税・軽自動車税の納付（都道府県の指定日まで）

70 歳までの就業機会確保の努力義務化がスタート 事業主を支援する助成金も

令和3年4月から、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会を確保するため、定年引上げ、定年廃止、継続雇用制度の導入、労使が同意した上での雇用以外の創業支援等措置の導入のいずれかを講じることが、事業主の努力義務とされました。

このような措置の導入を支援してくれる助成金がありますので紹介させていただきます。

.....65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）のポイント.....

＜概 要＞ 次のいずれかの措置を導入した事業主に対して助成を行うコースです。

- A. 65 歳以上への定年引上げ
- B. 定年の定めの廃止
- C. 希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入
- D. 他社による継続雇用制度の導入

＜支給額＞ 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

（補足）「D. 他社による継続雇用制度の導入」については、下記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の 1 / 2 の額を助成します。

【 A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定めの廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳	66～69歳に引上げ		定年の引上げ（70歳以上） 又は 定年の定めの廃止	<> は引上げ幅 (注)複数の制度導入をあわせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。
		<5歳未満>	<5歳以上>		
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円	
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円	

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳まで		70歳以上
	<4歳未満>	<4歳>	
10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

【 D. 他社による継続雇用制度の導入※1】

措置内容	66～69歳まで		70歳以上
	<4歳未満>	<4歳>	
支給上限額	5万円	10万円	15万円

※1 申請事業主が雇用している 65 歳以上の者であって、定年後等に雇用されることを希望する者を、その定年後等に他の事業主が引き続き雇用することにより、雇用を確保する制度の導入をいいます。

★ 65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）の対象となる A.～D.の措置は、70 歳までの就業機会確保措置（高年齢者就業確保措置）のうちの「雇用による措置」となります。

上記の助成金や高年齢者就業確保措置の詳細につきましては、お気軽にお尋ねください。

読者の皆さまへ

- ①皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ②ニュースレターの内容を無断で複製・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。